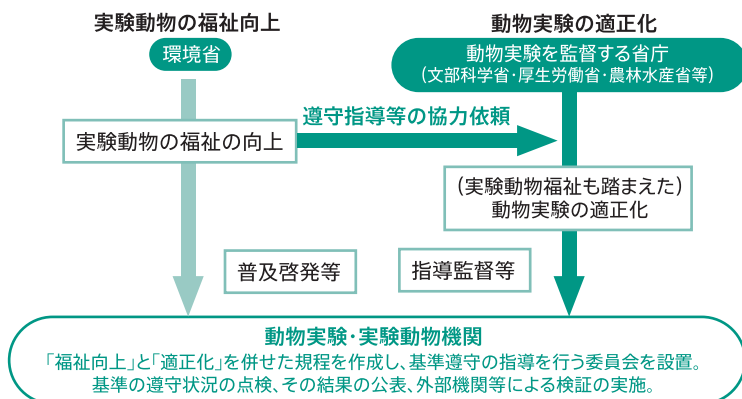


「実験動物の飼養保管」と「動物実験」の適正化の仕組み

実験動物を取り巻く環境がより良いものになるためには、実験動物の飼養保管等の適正化だけでなく、あわせて科学研究である動物実験の適正化も行われることが重要です。「実験動物の飼養保管等の適正化」のための措置については、環境省が動物愛護管理法に基づいて規定しています。一方、「動物実験の適正化」のための措置については、動物実験に関係する省庁が動物実験に関係する各種法令等に基づいて規定しています。特に文部科学省、厚生労働省及び農林水産省においては、動物実験がより適正に行われるようにするために、動物実験等の実施に関する基本指針を策定しているとともに、日本学術会議では、関係省庁の依頼や協力を受けて、動物実験等の実施に関する詳細かつ統一的内容のガイドラインである「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を策定しています。このように、わが国における動物実験の適正化や実験動物の飼養保管等の適正化については、関係省庁等がそれぞれに役割分担をしながら行われる仕組みとなっています。

動物実験・実験動物行政のしくみ



研究機関等における動物実験等の実施に関するガイドライン

- ◎実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省、平成18年4月28日）
- ◎研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省、平成18年6月1日）
- ◎厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針（厚生労働省、平成18年6月1日）
- ◎農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（農林水産省、平成18年6月1日）
- ◎動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議、平成18年6月1日）※

※関係省庁の依頼・協力等を受けて策定された詳細かつ統一的内容のガイドライン